

「個人情報の保護に関する基本方針」の見直しの方針について

1. 見直しの趣旨・背景等

政府は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第7条第1項の規定に基づき、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定、平成30年6月12日最終変更。以下「基本方針」という。)を策定しており、これに基づき、各府省庁、地方公共団体、事業者等が取組を実施しているところである。

この点、令和2年6月、平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定(同法附則第12条)に基づき、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」(令和2年法律第44号)により、自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、個人情報保護法が改正(以下「令和2年改正法」という。)され、令和4年4月より全面施行する予定である。

また、令和3年5月、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。)により、個人情報保護法、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)の3法を統合・一本化し、地方公共団体等における個人情報の取扱いについても全国的な共通ルールを設定するとともに、個人情報保護委員会が、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制を構築する等の観点から、個人情報保護法が改正(以下「令和3年改正法」という。)され、行政機関及び独立行政法人等関係は令和4年4月より、地方公共団体等関係は令和5年春頃より施行予定である。

そこで、令和4年4月からの令和2年改正法及び令和3年改正法の施行に向けて、両改正法の趣旨、デジタル社会の進展等の個人情報をめぐる内外の状況の変化等を踏まえ、基本方針の見直しを行う必要がある。

2. 見直しの方針について

基本方針の見直しを行うに当たっては、次の方針に従い、検討を進めるものとする。

- ① デジタル社会の進展等により、官民や地域の枠を超えた事業や政策を企画立案・実施・評価する際、個人情報等の適正な取扱いを図る要請が高まっていること等を踏まえ、個人情報取扱事業者や行政機関等における連携協力の強化や取組の充実の必要性等について記述する。また、その中で個人情報保護委員会が果たすべき役割について、体制面の整備も含め、明記する。

- ② 令和2年改正法に基づき、開示・利用停止・消去等の個人による請求権の拡大、不適正利用の禁止、漏えい等報告や本人通知の義務化、個人関連情報の第三者提供の制限、越境移転における情報提供の充実、仮名加工情報制度の創設や特定分野を対象とする認定個人情報保護団体制度等を踏まえ、個人情報取扱事業者等に関する事項について、記述を更新する。
- ③ 令和3年改正法に基づき、複数の法律や条例から構成されていた法体系が個人情報保護法に統合・一本化し、その所管が個人情報保護委員会に一元化されるとともに、国立の病院・大学等について、民間事業者である病院や大学等と同じ規律を原則として適用し、学術研究機関等について、個人情報保護法を適用した上で、一部の義務に関し学術研究に係る例外規定を精緻化し、自主規範の策定・公表の努力義務を規定する等を踏まえ、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体や地方独立行政人等に関する事項について、記述を更新する。
- ④ 個人情報等の適正な取扱いを確保するため、漏えい等報告が義務化されたこと、個人情報保護委員会が個人情報等の取扱いを一元的に監視監督することを踏まえ、個人情報取扱事業者の個別事案への対応や行政機関等への対応について、示すべき内容を整理する。
- ⑤ 個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増大し、国際的な制度調和を図っていく必要がさらに増していること等を踏まえ、DFFT(信頼性ある自由なデータ流通)の推進の観点から個人情報が安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築、国際動向の把握、国境を越えた執行協力体制の強化について、示すべき内容を整理する。

(参照条文)

○個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項
- 三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 六 第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者、同条第5項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第6項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第51条第1項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項
- 七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項
- 八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。